## 議案第 7 号

## 育児休業条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 5 日提出

熊取町長 藤原 敏司

## 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、 育児休業条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

## 育児休業条例の一部を改正する条例

育児休業条例(平成4年条例第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、	3 非常勤職員に対する部分
当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時	当該非常勤職員について
間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児	間45分を減じた時間を超
時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の	時間又は育児休業、介護
福祉に関する法律(平成3年法律第76号) 第61条の2第20項	福祉に関する法律(平成
の規定による介護をするための時	読み替えて準用する同条
間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤	間(以下「介護をするた
務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、	務しない場合にあっては
2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を	2時間から当該育児時間
受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うも	受けて勤務しない時間を済

改正前

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、 当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において 読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、 2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うも のとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。